

令和7年度大仙市入社準備助成金 Q & A

Q1 大仙市入社準備助成金とは何ですか。

A1 県内における著しい少子化や若年層の都市圏への更なる人口流出が懸念される中、新卒者の有効求人倍率が約4倍となるなど、県内企業の人手不足が深刻化しております。そこで、人手不足の解消と早期離職の防止を図り、若年層の地域定住を促進し、本市の活性化に寄与することを目的に、就職者の入社準備に係る費用について負担した企業に対し助成金を交付するものです。

Q2 対象となる事業者の条件はありますか。

A2 次の要件を満たす事業者が対象となります。

1. 中小企業者（ただし、製造業にあっては資本の額又は出資の総額が3億円超の会社並びに常時雇用する従業員の数が300人超の会社も対象とする。）で、会社法に規定する会社、個人事業者であること（ただし、資本金又は出資金を国又は地方公共団体から受けている場合は対象外。）
2. 大仙市内に事業所を有すること。
3. 健康保険法に規定する適用事業者であること。
4. 新規雇用日の前6箇月間に、会社都合による離職者がいないこと。
5. 市税の滞納がない事業者であること。
6. 大仙市工業等振興条例適用事業者ではないこと。

Q3 対象となる被雇用者の条件はありますか。

A3 次の要件を満たす事業者が対象となります。

1. 45歳未満
2. 正規雇用労働者として新規雇用された者
3. 申請時に当該会社等に勤務し、大仙市に住所を有する者
4. 当助成金の対象となっていない者
5. 新卒者、障がい者、または採用決定後市外から転入した者
6. 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新規雇用された者

Q 4. 引っ越しに関する費用とは、具体的にどんなものが対象ですか。

A 4 前住所地から家具やその他の生活用品を運び入れるため、運送事業者に対し支払ったものの他、引っ越しに伴う切符代等かかった費用が客観的に判断できるものです。自動車のガソリン代は引っ越しに伴う費用の算定が困難なため対象となりません。対象になるかご不明な場合は、事前にご相談ください。

Q 5. 助成対象となる家具・家電にはどのようなものがありますか。

A 5 助成対象となる家具・家電は、一般的に新生活に必要なとされるものが対象となります。例としては以下のとおりですが、華美なものや嗜好品は除きます。該当するかご不明な場合は、事前にご相談ください。

(家具・家電の例)

・冷蔵庫 ・洗濯機 ・電子レンジ ・炊飯器 ・掃除機 ・ドライヤー
・寝具 ・机 ・イス ・収納棚 ・カーテン

Q 6. 「市外転入者」とはどのような方が対象となりますか。

A 6 当助成金での「市外転入者」は、正規雇用されることが決定又は内定後に大仙市に転入した者のことをいいます。

Q 7. 市外からの転入者で新卒者の場合の上限額はいくらになりますか。

A 7 2つ以上の要件に該当する場合は、上限額の高い方を適用します。市外からの転入者の場合上限10万円、新卒者の場合上限5万円ですので、適用する上限額は10万円となります。

Q 8. 事業主ですが、会社で新規雇用者に対し入社準備に係る費用を負担しています。市の助成金を申請してもいいでしょうか。

A 8. 事業主が新規雇用者の入社準備に係る費用について、直接負担している場合でも市助成金の対象となります。なお助成金額は事業者が負担した総額(消費税及び地方消費税を除く)の2分の1以内の助成となり、助成限度額は新規雇用者1人につき、新卒者または障がい者の場合は5万円、市外転入者の場合は10万円となります。

Q 9．助成金交付後、対象の被雇用者が雇用日から3ヵ月で離職してしまった場合、返還等のペナルティはあるか。

A 9．助成金が交付された事業者は、被雇用者が雇用した日から1年を経過したときは、その被雇用者の在籍状況について報告する必要があります。

仮に、助成金の対象となった被雇用者の在籍期間が、雇用した日から1年に満たない場合、助成金の一部を返還していただくことになりますので、早期離職の防止にご協力をお願いいたします。